

令和4年度島根県公立学校育休任期付学校栄養職員・事務職員 及び臨時的任用学校栄養職員・事務職員の募集（一般）

島根県教育委員会

島根県公立学校の教育水準の維持向上に資するため、学校等に勤務する育休任期付学校栄養職員・事務職員及び臨時的任用学校栄養職員・事務職員（以下「臨時的任用学校栄養職員・事務職員等」という。）の志願者を広く募集します。

1 対象者

育休任期付教育職員は、昭和37年4月2日以降に生まれた者

2 募集内容

区分	職 種	職 務 内 容
1	学校栄養職員	給食管理及び食に関する指導
2	事務職員	総務・給与・財務・福利厚生等の学校事務一般

3 勤務条件（給料等） ※令和3年度実績

(1) 育休任期付学校栄養職員・事務職員

- ・任用期間： 育児休業する教員が請求した期間を限度とします。（育児休暇が短縮された場合等においては、人事異動を行うことがあります。）
- ・給 与： 学歴、経験年数によって給料月額を決定します。（参考：学校栄養職員は20歳の短期大学新卒者にあつては約167千円、事務職員は18歳の高等学校新卒者にあつては約147千円。）また、該当者には通勤手当、住居手当、扶養手当、単身赴任手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等を支給します。退職手当は「職員の退職手当に関する条例」等に基づき支給します。

なお、任用期間によっては昇給することもあります。

(2) 臨時的任用学校栄養職員・事務職員

- ・任用期間： 1年以内に限られます。
- ・給 与： 学歴、経験年数によって給料月額を決定します。（参考：学校栄養職員は20歳の短期大学新卒者にあつては約167千円、事務職員は18歳の高等学校新卒者にあつては約147千円。）また、該当者には通勤手当、住居手当、扶養手当、単身赴任手当、へき地手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当、勤勉手当、退職手当等を支給します。退職手当は「職員の退職手当に関する条例」等に基づき支給します。

4 出願方法および提出書類等

臨時的任用学校栄養職員・事務職員等の志願申込は、原則、電子申請（しまね電子申請サービス）で受け付けます。

島根県教育庁学校企画課ホームページから申し込んでください。

ホームページ <https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>



(1) 提出書類

① 写真

令和3年5月以降に撮影されたもので、正面から上半身を撮影した jpeg 又は jpg 形式のものを添付すること。なお、郵送する場合は、縦 4.5cm×横 3.5cm の写真とすること。

② 経歴調査表

③ 学校栄養職員については、栄養士免許証又は管理栄養士免許（登録）証の写し（取得見込みの場合は、取得見込みであることを証明する書類）

なお、提出書類に記載された氏名から改姓・改名した者にあつては、改姓・改名を証明する書類（戸籍抄本等）を添付すること。

(注) 添付書類を郵送などで提出することとした場合は、電子申請による申込後速やかに、「志願書添付書類送付書」を添えて、学校企画課へ提出してください。

(2) 提出期限

育休任期付学校栄養職員・事務職員：令和3年11月19日（金）

臨時的任用学校栄養職員・事務職員：随時

5 採用手続

- ・ 島根県公立学校臨時的任用学校栄養職員・事務職員志願者名簿登載後、県教育委員会が採用しようとするときは、志願者に電話で事前に連絡します。
- ・ 育休任期付学校栄養職員・事務職員については、選考試験（書類選考および面接試験）の合格者を名簿登載します。

面接試験：令和3年12月中旬（予定）

6 問合せ先

○島根県教育庁学校企画課 所在地 〒690-8502 島根県松江市殿町 1

電 話 小・中学校：(0852)22-6164／高等学校・特別支援学校：(0852)22-5411

○松江教育事務所（松江合同庁舎内） 電 話 (0852)32-5777

○出雲教育事務所（出雲合同庁舎内） 電 話 (0853)30-5680

○浜田教育事務所（浜田合同庁舎内） 電 話 (0855)29-5701

○益田教育事務所（益田合同庁舎内） 電 話 (0856)31-9675

○隠岐教育事務所（隠岐合同庁舎内） 電 話 (08512)2-9772